

ご参考②各市町村ごとの有償拠出金の計算方法

〔個別市町村への拠出額〕

$$= \text{拠出金額} \times \frac{\text{個別市町村の「年度期初契約委託単価} \times \text{協会引取量」}}{\text{各市町村の「年度期初契約委託単価} \times \text{協会引取量」の全国計}} - \text{振込み手数料}$$

上記計算結果がマイナス(振込み手数料が按分配分額より大)となった場合は、当該市町村への拠出(支払)は行いません。

☆PETボトルについては、上期分と下期分で契約委託単価が異なることから、下記の計算により算出した金額を拠出(支払)します。

$$\text{上期拠出総額} \times \frac{\text{個別市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{協会引取量」}}{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{協会引取量」の全国計}} +$$

$$\text{下期拠出総額} \times \frac{\text{個別市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{協会引取量」}}{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{協会引取量」の全国計}} - \text{振込み手数料}$$

(参考)

①「有償入札に係る実収入額(現金入金確定額)」について

・再生処理事業者が各市町村から引き取ったペールを再商品化製品して販売した翌月に、販売実績量と落札単価に応じて協会に支払う金額の事をいいます。

②有償拠出金の拠出(支払)時期について

年2回、3月末と5月末に実施

・3月末の拠出: 該当年度の4月～2月の収入発生分が対象

・5月末の拠出: 当該年度3月の収入発生分が対象です。